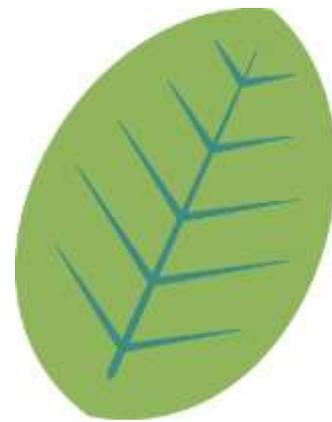
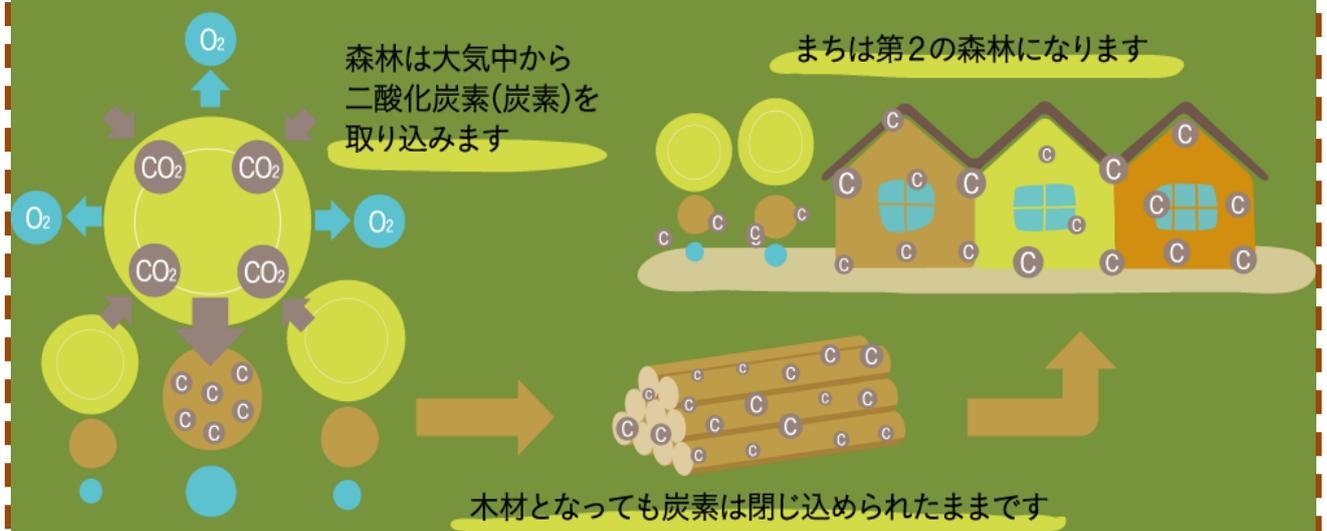


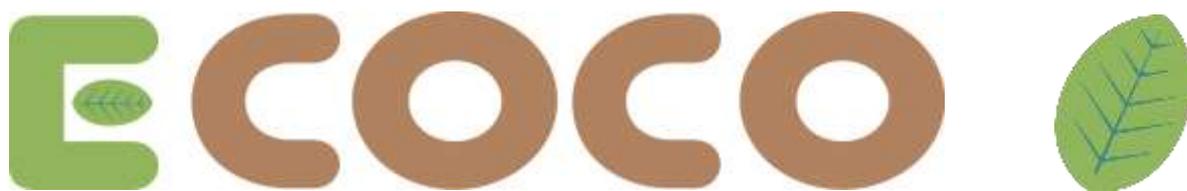
ECCOCO

「長野県産材 CO₂ 固定量認証制度」



木の家は第2の森林





長野県産材 CO₂固定量認証制度

長野県では、2014年4月から「長野県CO₂固定量認証制度」を開始しました。

この制度は、県産材を使用した住宅等の建築や内装木質化を行う施主、また木製品の製造者や購入者に対し、「県産材利用の環境貢献度」を数値化し認証証書を発行することで、木を使うことが地球温暖化防止につながり、さらに地域の森林整備が促進されることを広くPRすることを目的としています。（※2015年9月14日適用で、一部基準の改正を行っています。）



木材は吸収したCO₂を自身に蓄える「炭素の固定」をしています。住宅や家具などに木材を利用することは、CO₂の固定量が増えて地球温暖化防止に貢献する、地球にやさしい行動です。

<認証の対象>

認証の対象は、長野県産材を使用した住宅、事業所等の建築物や公共建設工事、また家具・建具、オフィス用品等の木製品と、木製品を購入していただいた企業等です。

（住宅等の認証）

- ・県産材で建てられた住宅等の建築主、住宅の内装木質化やリフォーム工事等の施主や事業者、木造公共施設等に対して認証証書を発行します。

（木製品認証）

- ・県産材を使った木製品を認証し、製品に認証ラベル表示して販売することができます。
- ・認証された木製品を、たくさん購入していただいた企業等にも認証証書を発行します。



認証した住宅や事業所、公共施設、木製品の購入者には、使った県産材の量に応じて「CO₂固定量」や「森林整備貢献面積」を表示した「認証証書」を発行します。県産材を利用することを「見える化」して環境貢献度を具体的に評価できます。

<対象となる木材>

認証の対象とする木材は「信州木材認証製品センターの認証製品」又は「長野県県産間伐材供給センター協議会が証明する土木用材」となります。



認証する住宅や木製品に使用する県産材は「信州木材認証製品センターの認証製品」です。木材については、持続可能な森林から合法的かつ計画的に伐り出され、産地証明のしっかりしているものが求められています。

CO₂固定量認証制度の申請について

<申請の流れ>



<申請の時期>

- 新築・増築、リフォーム及び内装木質化の場合 → 木材使用量が確定したとき
- 木製品の設置の場合 → 製品が完成したとき
- 木製品の購入の場合 → 商品が納品されたとき

<県産材使用量等について>

- 新築（民間建築物） → 県産材を5 m³以上かつ木材全体使用量の30%以上使用
- 新築（公共建築物） → 県産材を木材全体使用量の30%以上使用
- リフォーム → 県産材を1 m³以上使用
- 内装木質化 → 県産材を0.3 m³以上使用
- 木製品の購入・設置 → 10年以上の使用が見込まれるもの（使用量は問わない）

<認証証書について>

認証証書には「CO₂固定量」や「森林整備貢献面積」等を記載します。

また、新築や内装木質化については、県産材の使用量に応じて以下のとおり段階的な評価を付加します。

<民間建築物の新築の場合> （材積及び延床面積あたりの材積又は使用割合）

- ☆☆☆☆☆（五つ星） 12 m³以上使用し、0.16 m³/m²以上又は全体木材使用量の80%以上使用
- ☆☆☆（三つ星） 12 m³以上使用し、0.10 m³/m²以上又は全体木材使用量の50%以上使用
- ☆（一つ星） 5 m³以上かつ全体木材使用量の30%以上使用

<内装木質化の場合> （材積）

- ☆☆☆☆☆（五つ星） 1 m³以上使用
- ☆☆☆（三つ星） 0.5 m³以上使用
- ☆（一つ星） 0.3 m³以上使用



[ECOCO]

木の妖精として森から生まれた ECOCO。生まれたばかりなので体は幼児体系。ポッコリ膨らんだおなかには CO₂ がたっぷり。生まれて初めて街に出たことで「驚き」と「好奇心」の表情。その眼差しはまっすぐに明るくクリーンな将来を見据えている。

ECOCO 評価一覧表

公共建築物（木材利用促進法第2条に定める公共建築物 ^{※1} ）				
種別	建築等	リフォーム（内装木質化のみの工事を除く）	内装木質化	公共土木工事
対象	新築又は改築 ^{※2}	増築又は改装	壁・天井の木材使用、床の木質フローリング工事をいう	土木工事全般
長野県産材の使用量（必須条件）	全体木材使用量の30%以上	1 m ³ 以上	0.3m ³ 以上	5 m ³ 以上
☆☆☆☆☆（五つ星）	80%以上使用	5 m ³ 以上使用	1 m ³ 以上使用	15m ³ 以上使用
☆☆☆（三つ星）	50%以上使用	3 m ³ 以上使用	0.5m ³ 以上使用	10m ³ 以上使用
☆（一つ星）	30%以上使用	1 m ³ 以上使用	0.3m ³ 以上使用	5 m ³ 以上使用

民間建築物（住宅等、公共建築物以外）				
種別	建築等	リフォーム（内装木質化のみの工事を除く）	内装木質化	木製品
対象	新築又は改築 ^{※2}	増築又は改装	壁・天井の木材使用、床の木質フローリング工事をいう	木製品及び木製品の設置工事等
長野県産材の使用量（必須条件）	5m ³ 以上使用かつ30%以上	1 m ³ 以上	0.3m ³ 以上	長期間（概ね10年以上）の使用が見込まれる商品
☆☆☆☆☆（五つ星）	12m ³ 以上使用し、0.16m ³ /m ² 以上又は県産材80%以上使用	5 m ³ 以上使用	1 m ³ 以上使用	
☆☆☆（三つ星）	12m ³ 以上使用し、0.10m ³ /m ² 以上又は県産材50%以上使用 <small>※「環の住まい」の必須条件</small>	3 m ³ 以上使用	0.5m ³ 以上使用	全て
☆（一つ星）	5 m ³ 以上使用かつ30%以上使用	1 m ³ 以上使用 <small>※信州型住宅リフォーム助成金の要件に該当</small>	0.3m ³ 以上使用	

※1 木材利用促進法第2条に定める公共建築物

- 一 国又は地方公共団体が整備する公共の用又は公共に供する建築物
- 二 国又は地方公共団体以外の者が整備する学校、老人ホームその他前号に掲げる建築物に準ずる建築物として政令で定めるもの
〈政令で定める建築物〉
 - 一 学校 二 老人ホーム、保育所、福祉ホームなどの社会福祉施設、三 病院又は診療所、四 体育館、水泳場などの運動施設、五 図書館、青年の家などの社会教育施設、六 鉄道の駅など公共交通機関の旅客施設、七 高速道路のサービスエリア等の休憩所

※2 「改築」:建築基準法の用語の定義を準用し、建築で、従前と構造・規模・用途が著しく異なるものを言う。

<申請書類について>

認証の申請に必要な書類は次のとおりです。

(1) 申請書

- ・新築、内装木質化、リフォーム、木製品の購入の場合（様式第1-1号）
- ・公共施設の場合（様式第1-2号）
- ・木製品の製造の場合（様式第1-3号）

(2) 添付書類

建築物等	・木材使用料算出表(様式第4号)、信州木材認証製品出荷証明書 位置図、平面図、完成写真等
木製品	・製品仕様書、写真等、信州木材認証製品出荷証明書 売買契約書等の写、納品書の写、設置の写真等

※申請様式は県のホームページ

<http://www.pref.nagano.lg.jp/mokuzai/sangyo/ringyo/kensanzai/ecoco.html>
からダウンロードできます。

<認証制度の活用について>

(個人)

- ・県産材で住宅を建てることにより、地域の森林整備や環境保全に貢献できます。
- ・住宅ローンの金利優遇が受けられます。（金融機関によって内容が異なります）

金利優遇を受けられる金融機関

八十二銀行・長野銀行・長野県信用組合・長野県JAバンク・長野県労働金庫
長野信用金庫・松本信用金庫・諏訪信用金庫・アルプス信用金庫・飯田信用金庫

(企業・公共施設)

- ・環境にやさしい建物として、地域住民や顧客にPRできます。
- ・木製品を導入することが、企業の環境貢献活動としてPRできます。

(工務店等)

- ・環境にやさしい住宅として、営業活動に利用できます。
- ・建売住宅等に認証証書を飾って、PR販売できます。

(木製品の製造者)

- ・CO₂固定量や産地を表示することで、森林整備や地球環境に配慮した環境にやさしい商品として販売できます。



【木ってステキ】 木材は住空間の中で、さまざまな恩恵をもたらしてくれます。木の香りはリラックス効果があり、ダニなどの防除作用を持っています。また、熱などが伝わりにくく他の素材よりも暖かみを感じることができます。木は私たちに安らぎを与えてくれます。

地球温暖化防止に貢献する木材利用



長野県の民有林の森林資源は、年間約200万 m^3 蓄積が増えています。きちんと管理された森林から得られる木材を利用すれば、その間に森林は再生し、再び木材を利用できます。しかも、木材は製造加工する時のエネルギー消費が少なくてすみます。木材を利用することは地球にやさしい行動なのです。

地域の木を使うことで地域の森林が元気になります

暮らしの中で木を使うことは、「植える」「育てる」「収穫する」という森林のサイクルを回します。元気な森林は CO_2 を吸収するだけでなく、土砂災害を防いだり、豊かな水を供給したり、様々な恩恵を与えてくれます。



お問い合わせ先・申請先

【問い合わせ】

長野県林務部信州の木活用課県産材利用推進室 TEL026-235-7266

【申請・お問い合わせ先】

佐久地域振興局林務課	TEL 0267-63-3153	木曾地域振興局林務課	TEL 0264-25-2225
上田地域振興局林務課	TEL 0268-25-7138	松本地域振興局林務課	TEL 0263-40-1928
諏訪地域振興局林務課	TEL 0266-57-2920	北アルプス地域振興局林務課	TEL 0261-23-6522
上伊那地域振興局林務課	TEL 0265-76-6825	長野地域振興局林務課	TEL 026-234-9523
南信州地域振興局林務課	TEL 0265-53-0424	北信地域振興局林務課	TEL 0269-23-0216

